

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえない  
お金の心配だ  
マンション管理費を支払ってもらえない  
隣の地主と境界について争いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請求？  
畑の名義がひいお爺さんのままで  
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが  
元夫に財産分与の請求をしたい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

## 後見制度活用のためのネットワーク強化に向けて

相談センターには、成年後見に関する相談が多数寄せられています。後見制度の利用を検討されている一般の皆さんからの相談ももちろん多いのですが、行政機関や地域包括支援センター、特養等の施設の職員さんなど、介護の現場を担う皆さんからのお問い合わせも少なくありません。

このような相談をお聴きしていると、現場の皆さんが、さまざまな疑問や苦悩を抱えておられることが分かります。しかし、短い電話相談だけでは問題を十分に理解できない場合も少なくなく、現場の皆さんの抱える悩

みに十分にお応えできる体制が必要であると感じるようになりました。

そこで静岡県司法書士会では、介護の現場の皆さんと成年後見制度の専門家である私たち司法書士とが、お互いに気軽に情報交換したり、日々の悩みを率直に話し合ったりすることを目的とし、昨年12月、初めての試みとして「権利擁護懇話会」を開催しました。

懇話会では、出席者の皆さんから寄せられた事例や論点を題材とし、出席者の皆さんと司法書士によりさまざまな議論が進められ、大変に有意義な会議とすることができました（今年度も実施予定です）。

また、各地域では、福祉関係の皆さんと司法書士との有志による定期的な勉強会も開催されています。毎回、実務上の具体的な課題を取り上げ、福祉・法律それぞれの立場から深い議論が交わされており、司法書士にとっても貴重な勉強の機会となっています（勉強会の情報については、司法書士会またはお近くの司法書士にお尋ねください）。

静岡県司法書士会は、福祉の専門家と法律の専門家とが、お互いに「顔の見える」関係となることで、より効果的な成年後見制度の活用につながるものと考えます。今後も引き続き、ご協力をお願いいたします。

## 気になる成年後見人（法定）のお値段

（事例）

浜松在住の83歳のお婆さん、夫は3年前に他界し、今は自宅で一人暮らしをしている。お婆さんには娘が一人いるが、東京で家庭を持ち、年に数回お婆さん宅を訪れるだけだった。

時々様子をうかがいにきてくれていた民生委員が、見知らぬ業者がお婆さん宅に出入りしていることに気づき、心配になって役場に連絡したところ、司法書士Hを紹介された。

司法書士Hは、お婆さ

んと面談したところ認知症である疑いを持ち、娘さんと相談したうえ、お婆さんの同意の下、成年後見開始の申し立てを行うことにした。娘さんから申立書類の作成を依頼され、同時に成年後見人になることを求められ承諾、家庭裁判所から後見人選任の審判を受けた。

幸いお婆さんは業者との契約には至っていなかったが、思いのほか認知症がすすんでいたこともあり、司法書士Hは、お婆さんの希望に従い老人介護施設と入居契約を締結した。

成年後見開始申立費用 司法書士報酬（書類作成）	5～10万円
実費（鑑定料を除く）	2～3万円
医師の鑑定料（ ）	5～10万円

家庭裁判所は、後見及び保佐開始の審判をするには、本人の精神の状況について明らかに鑑定の必要がない場合の外、医師に鑑定をさせなければならないとされています

成年後見人の報酬  
被後見人の財産状況などを勘案し、家庭裁判所が決定します。月額2～5万円

司法書士報酬は各事務所によって異なります。また、事案により大きく異なることもありますので、ご依頼の際にはあらかじめお問い合わせください。

# 相談センター情報(相談件数とその傾向)

平成24年5月分

相談内容(複数回答あり)	件数
<b>一般民事</b>	
貸金	12
売買代金	5
請負代金	2
売掛金	0
不動産明渡	7
登記請求	2
敷金	6
賃料	15
労働紛争	7
交通事故	0
その他損害賠償	15
相隣関係	9
境界	0
執行手続	1
その他	62
<b>一般民事計</b>	<b>143</b>
<b>成年後見家事事件</b>	
法定後見	12
任意後見	1
未成年後見	0
相続紛争	15
離婚	14
養育費請求	1
親子関係	1
その他	21
<b>成年後見・家事事件計</b>	<b>65</b>
<b>登記・供託</b>	
相続	62
贈与	5
売買	4
担保権	3
商業法人全般	2
供託	0
その他	13
<b>登記・供託計</b>	<b>89</b>
<b>契約トラブル</b>	9
<b>契約トラブル計</b>	<b>9</b>
<b>クレサラ</b>	
返済が苦しい	8
自己破産	2
返済条件を緩和	2
取立が厳しい	1
訴訟を起こされている	0
給料等の差押を受けている	0
親族の借金	1
保証債務の履行	0
ヤミ金融	3
おまとめローンで借金を一本化	0
その他	19
<b>クレサラ計</b>	<b>36</b>
<b>その他</b>	6
<b>その他計</b>	<b>6</b>
<b>合計</b>	<b>348</b>

## 寄せられた相談から「認知症の父の土地を売りたいのですが」

成年後見に関する相談が近年増えていますが、その中でも多くの割合を占めているのが、ご家族からの相談です。お尋ねのケースは、財産を持っている本人が、認知症で売買契約等の重要な法律行為が行えない状況で家族が代わりに契約や登記手続をしてもいいかというものです。

しかし、たとえ家族でも、本人の財産を勝手に処分することはできません。個人の財産は、本人の自由な意思に基づいて処分するのが原則であるため、その方に十分な判断能力が備わっていることが必要となります。認知症ですと

その判断能力如何によっては本人が不測の損害を被ってしまうことも考えられます。

一方で、本人の生活の質を維持・向上させるために、財産を処分したり、重要な契約をする必要性が生じることもあります。

そこで、判断能力の不十分な方を保護し支援するため、本人に代わって財産管理や契約の締結等を行う成年後見人の選任を家庭裁判所に申し立てることができます。

以上のとおり、成年後見制度は本人のための制度ですので、本人の保護の趣旨に反する行為は、たとえ成年後見人

であっても行うことができません。お尋ねのケースでは、土地を売却しなければ介護費用が捻出できない等の特別な事情が必要になるでしょう。

このほか、子供や孫が家を建て替えるため、本人の財産を売却したり担保に供したりするような行為や、もっぱら相続税対策を目的として本人名義で債務を負わせる行為は、特別な事情がない限り許されません。

「本人のため」については、様々な事情によって総合的に判断されます。司法書士等の法律専門家に相談されることをお勧めいたします。

## 時のことば ~ 後見制度支援信託 ~

平成24年2月より、後見制度支援信託の試験運用がスタートしました。

後見制度支援信託は、親族が成年後見人または未成年後見人に就任した場合に、後見人が被後見人の財産の全てを直接管理するのではなく、被後見人が日常生活を送る上で必要な金額だけを後見人が管理する口座に残し、それを超える財産は信託銀行に信託するものです。

何らかの事情で被後見人が多額の支払いをしなければならず、後見人の管理下に残した財産だけでは不足する場合には、信託した財産の払い戻しを受けることができますが、その場合には、裁判所の

指示書が必要となります。ところで、被後見人の中には、毎月の収入以上に支出があり、財産を取り崩して生活している方も少なくありません。そうした場合には、信託財産から定期的に一定金額の払い戻しを受けることを信託契約の内容としておくことで、日常生活に支障を来すことも避けられます。

後見制度支援信託の運用が開始されるようになった背景には、後見人による不正(被後見人の財産の横領等)が後を絶たないという事情があります。平成22年6月~平成23年3月の10ヶ月間に、裁判所が把握しただけで182件・総額18億円以上の被

害が確認され、そのほとんどが親族後見人によるものでした。

今後、後見制度利用の増加により、このような被害も増え続けることが予想されます。そこで、後見制度支援信託を利用することで、被後見人の財産に対する後見人の処分権限に制約を加えることができるため、不正の防止につながるかと考えられています。

一方、柔軟性のない信託契約書が利用されることや、信託財産の払い戻しに裁判所の指示書が必要となることなどから、被後見人の自己決定の尊重や円滑な財産管理に支障を来すのではないかとこの危惧もされています。

## 司法書士がトップ!

成年後見制度は平成12年4月にスタートし、すでに10年以上が経過しました。司法書士界では、制度のスタートと同時に「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」(現在は公益社団法人)を組織し、成年後見人等の養成に力を入れてきました。最高裁の統計では、専門職としての成年後見人選任数は司法書士が最も多く、2番目が弁護士、3番目が社会福祉士となっています。

ところで、日本における認知症高齢者は210万人、知的障害者は55万人、精神障害者は303万人だそうです。これらの方々はいずれも成年後見制度の利用対象者と考えられますが、現実には、任意後見を含めた利用実績は21万件に止まっており、まだまだ需要に応えきれていないというのが現実のようです。

司法書士総合相談センターしずおかは、成年後見制度がより活用されるよう、制度広報にも力を入れていきたいと考えています。

司法書士総合相談センターしずおか

TEL:054-289-3704

ご相談は無料です!!